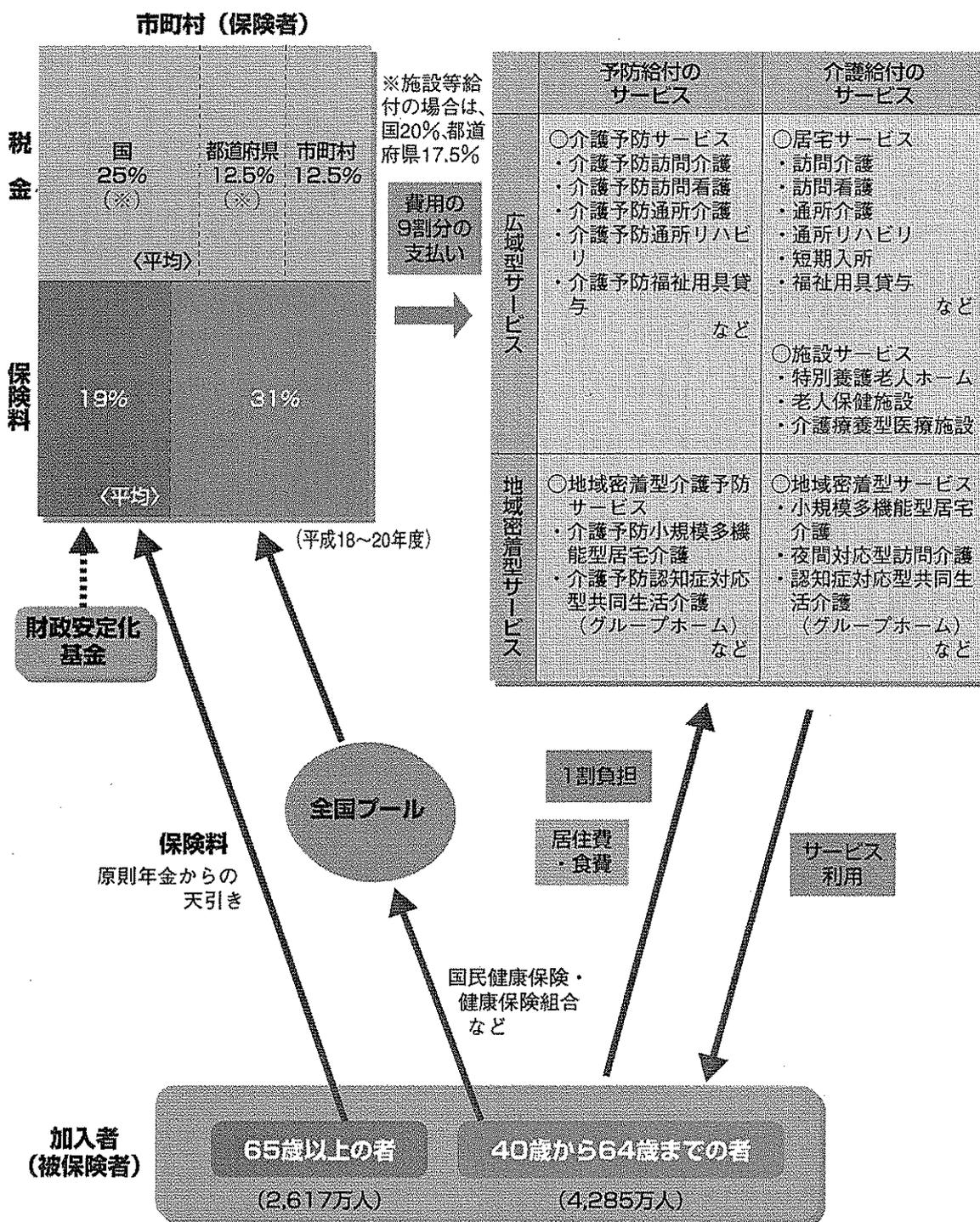
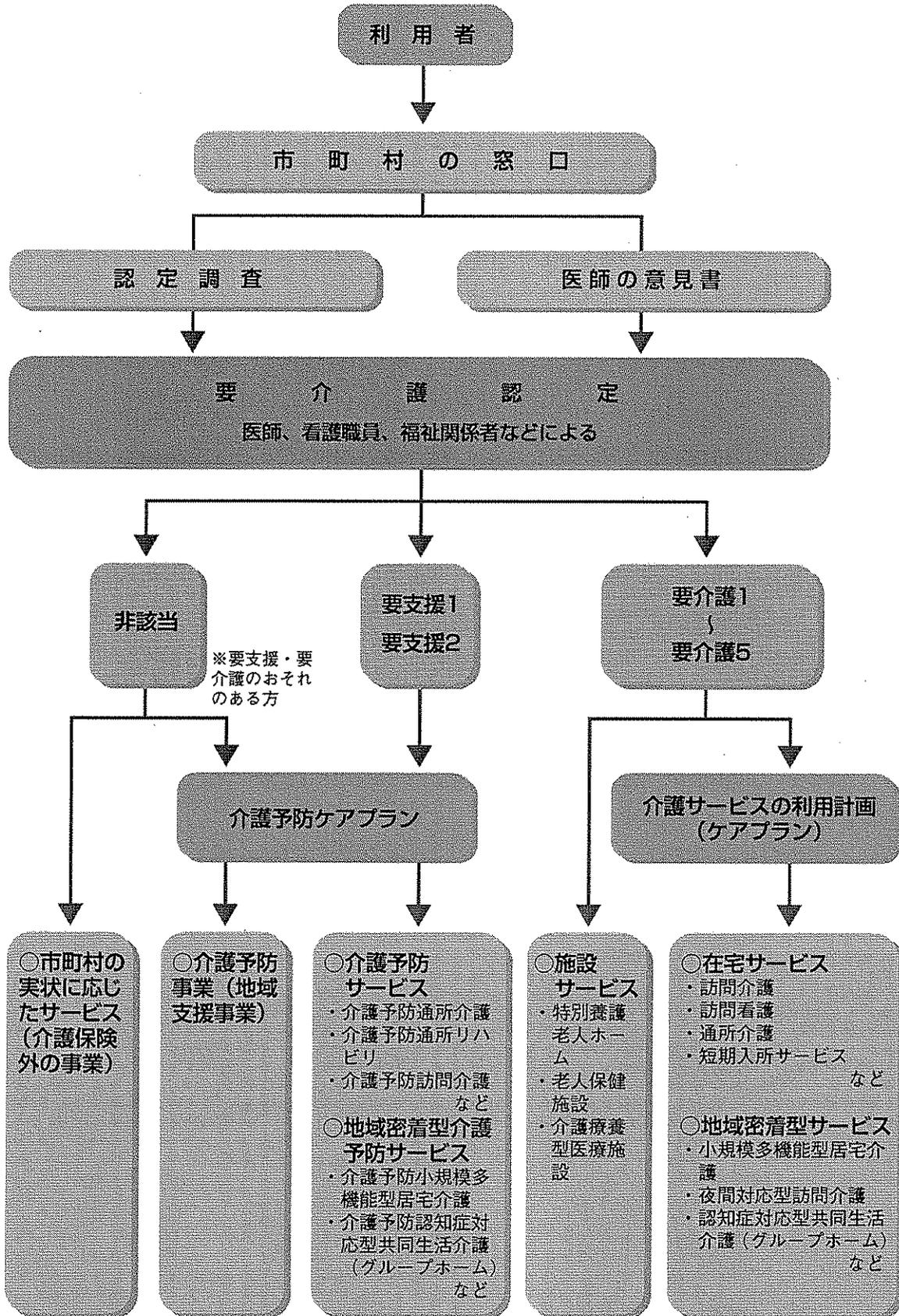


改正後の介護保険制度の仕組み



(注) 65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳から64歳までの者（第2号被保険者）の数は、平成18年度の見込数（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」より）

《介護サービスの利用手続き》



介護サービスの種類

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 	<p>◎居宅サービス</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設
市町村をが指う定サービス	<p>◎介護予防支援</p> <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模多機能型居宅介護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模（定員 30 人未満）で介護専用型の特定施設） ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模（定員 30 人未満）介護老人福祉施設）
市実町村がする事業	<p>◎地域支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防事業 ○包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ○任意事業 	

介護サービスの内容

種類	サービスの内容		
居宅サービス	訪問サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・排泄・入浴の介助（身体介護）や、調理・洗濯などの家事支援（生活援助）を行います。
		訪問入浴介護	家庭に浴槽を持ち込んで、入浴の介護を行います。
		訪問看護	医師の指示に基づいて、看護師や保健師などが家庭を訪問して、療養の世話や診療の補助などを行います。
		訪問リハビリテーション	心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問してリハビリテーションを行います。
		居宅療養管理指導	往診等を行っているかかりつけの医師・歯科医師が、介護サービス計画に必要な情報を提供したり、介護に関する指導・助言を行ったりするサービスです。薬剤師が家庭を訪問し服薬の指導を行う場合も含まれます。
	通所サービス	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどへ送迎し、健康チェック・機能訓練・入浴や食事の提供などのサービスを日帰りで受けます。
		通所リハビリテーション（デイケア）	日帰りで病院・診療所や老人保健施設に通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリのサービスを受けます。食事や送迎のサービスもあります。
	短期入所サービス	短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けます。
		短期入所療養介護（医療施設のショートステイ）	老人保健施設、療養型医療施設・診療所などの入所施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに機能訓練、日常生活の介護・看護を受けます。
	特定施設入所生活介護		指定を受けた有料老人ホーム・軽費老人ホームに入所し、日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
福祉用具貸与		車椅子・特殊ベッド・移動用リフト・歩行支援具等、福祉用具を借りることができます。	
特定福祉用具販売		レンタルになじまないポータブルトイレや入浴補助具などの購入費が支払われます。	
居宅介護支援事業	介護認定の申請手続きや更新手続きの代行、介護支援専門員（ケアマネジャー）等による本人や家族の希望を聞きながら居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成などを実施		
施設サービス	介護老人福祉施設	老人福祉法に基づき認可された特別養護老人ホームのこと。寝たきりや認知症のため、常時介護が必要な方で、自宅での介護が困難な方の生活の場としての施設です。	
	介護老人保健施設	病院での治療が終わった方が家に戻ることを目指して、看護や医学的管理下での介護・リハビリ等が行われる施設です。	
	介護療養型医療施設	介護保険で入院できる病院のこと。病状は安定期に入ったものの引き続き入院の必要な方が対象で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・リハビリ等が行われます。	

種類	サービスの内容	
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護者の態様や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を訪問したり、連絡のあった家庭を訪問し、日常生活の介護や家事を援助するサービスです。
	認知症対応型通所介護	通所介護の特殊例で、認知症の利用者のみを対象とするサービスです。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者5～9人前後の少人数で共同生活を送りながら、介護や機能訓練を受けます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	利用定員 29 人以下の特定施設（有料老人ホーム）のことです。
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	利用定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のことです。

■介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（居宅介護サービス費の支給）

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

（2～12 略）

（指定居宅サービス事業者の指定）

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第七十五条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(3～5 略)

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

(2～8 略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
ニ 第六号に規定する期間内に第八十二条の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 介護保健施設サービス

三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があったものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。

- 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第三号又は前号に該当する者
 - ハ 第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの
- 3 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（開設許可）

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 介護老人保健施設を開設した者（以下「介護老人保健施設の開設者」という。）が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
- 3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができ

ない。

- 一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
 - 二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。
 - 三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 六 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - 七 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第一百五十五条において準用する医療法第九条第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 前号に規定する期間内に第一百五十五条において準用する医療法第九条第一項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 4 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。
 - 5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があった場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。
 - 6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければ

ならない。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他厚生労働省令で定める施設を有しなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
- 4 厚生労働大臣は、前項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定）

第七十条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、療養病床等を有する病院又は診療所（以下この条において「療養病床病院等」という。）であって、その開設者の申請があったものについて行う。

- 2 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養病床等の入所定員を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。
 - 一 第一百十条第一項に規定する人員を有しないとき。
 - 二 第一百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護療養型医療施設の運営をすることができないと認められるとき。
 - 三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 当該療養病床病院等の開設者が、第一百四十四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - 六 当該療養病床病院等の開設者が、第一百四十四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第一百三十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 七 前号に規定する期間内に第一百三十三条の規定による指定の辞退があった場合において、当該療養病床病院等の開設者が、同号の通知の日前六十日以内に当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうち第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第三号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、第四十八条第一項第三号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かななければならない。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

○ 指定居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者の指定基準（概要）

※詳細については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」で規定。

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

（1）人員基準

○ 従業者

・訪問介護員（*）を常勤換算で2.5名以上配置すること。

（*）介護福祉士、訪問介護員養成研修1～3級課程を修了した者および当該研修に相当する研修を終了した者。

○ サービス提供責任者

・事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。

1) 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。

2) 次のいずれかに該当する常勤の職員から選任すること。

イ 介護福祉士。

ロ 訪問介護員養成研修1級課程を修了した者。

ハ 訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって、実務経験が3年以上かつ540日以上のもの。

○ 管理者

・専従、常勤で1名。

・ただし、訪問介護員との兼務、及び業務に支障がない場合は他の事業の管理者又は従業者との兼務可。

（2）設備基準

○ 事業を行うために必要な広さの専用区画を有すること。

○ 必要な設備及び備品を備えること。

（相談スペース、手洗い等の衛生設備、待機場所等）

（3）運営基準

○ 「サービスの内容及び手続の説明及び同意」、「サービス提供拒否の禁止」、「受給資格等の確認」、「要介護認定等の申請に係る援助」、「訪問介護計画の作成」等を規定

（4）訪問介護と介護予防訪問介護の一体的運営について

○ 訪問介護事業者が介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護の事業と介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防訪問介護における人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

2 訪問入浴介護

（1）人員基準

○ 従業者

・看護職員（看護師、准看護師）1名以上。

- ・介護職員2名以上〔介護予防訪問入浴介護は1名以上で可〕 そのうち1名を常勤とする。
- ・サービスの実施に当たっては、看護職員1名及び介護職員2名をもって行うものとし、うち1名をサービス提供責任者とする。
- ・ただし、利用者の身体状況が安定しているなど、入浴により利用者に異常が起こる可能性がないと認められる場合においては、医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

○管理者

- ・専従、常勤1名。
- ・ただし、常勤の従事者との兼務可。
- ・併設する施設・事業等がある場合には、これらに従事する者（管理者を含む）との兼務可。

(2) 設備基準

- 事業をおこなうために必要な広さの専用区画を有すること。
- 入浴に必要な浴槽等の設備等を備えること。
(相談スペース、浴槽等の保管場所及び保管の手順書等、入浴車の写真ほか)

(3) 運営基準

「利用料等の受領」、「具体的取扱方針」、「緊急時等の対応」、「運営規程」、「記録の整備」等について規定

(4) 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護の一体的運営について

- 訪問入浴介護事業者が介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問入浴介護の事業と介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防訪問入浴介護における人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

3 訪問看護

(1) 設備、人員及び運営基準

【訪問看護ステーションの場合】

(A) 人員基準

- 看護職員：保健師、看護師、准看護師
常勤換算で2.5名以上配置し、うち1名は常勤とすること。
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：実情に応じた適当数
- 管理者：専従・常勤1名。ただし、管理上支障がない場合は、兼務可。
保健師又は看護師

(B) 設備基準

- 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を有すること。
ただし、他の事業の事業所を兼ねる場合は、必要な広さの専用の区画を設けることで足りる。
- 必要な設備、備品を備えること。
(相談スペース、洗面設備、備品等の消毒等の設備ほか)

【病院・診療所の場合】

- (A) 人員基準 看護職員を適当数配置する。

(B) 設備基準

- 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。
- 必要な設備、備品を備えること。

(2) 運営基準

「利用料等の受領」、「具体的取扱方針」、「主治の医師との関係」、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成」等を規定

(3) 訪問看護と介護予防訪問看護の一体的運営について

- 訪問看護事業者が介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問看護の事業と介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防訪問看護における人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

4 訪問リハビリテーション

(1) 人員基準

- 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士が配置されていること。

(2) 設備基準

- 病院、診療所又は介護老人保健施設
- 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。
- 必要な設備、備品を備えること。(訪問看護と同じ)

(3) 運営基準

「利用料等の受領」、「具体的取扱方針」、「訪問リハビリテーション計画の作成」等について規定

(4) 訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの一体的運営について

- 訪問リハビリテーション事業者が介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問リハビリテーションの事業と介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防訪問リハビリテーションにおける人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

5 居宅療養管理指導

(1) 人員

- ① 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- ② 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

(2) 設備

- ① 病院、診療所又は薬局であること。
- ② 居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有していること。
- ③ 居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。。

(3) 運営基準

「利用料等の受領」、「具体的取扱方針」、「運営規定」、「記録の整備」等について規定

(4) 居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導の一体的運営について

- 居宅療養管理指導事業者が介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、居宅療養管理指導の事業と介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防居宅療養管理指導における人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

6 通所介護（デイサービス）

(1) 人員基準

○従業者

- 1) 生活相談員： 単位ごとに提供時間帯を通じて専従が1名以上。
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずる者。（社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、又は、これらと同等の能力を有すると法人が申し立てたもの）
- 2) 看護職員： 単位ごとに専従が1名以上。
- 3) 介護職員： 単位ごとに提供時間帯を通じて、利用者数が15人までは専従が1名以上。15人を超える場合には、5名又はその端数を増すごとに1名加えた数以上。
- 4) 機能訓練指導員： 1名以上。
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（専従機能訓練指導員の配置加算を採らない場合は兼務可）

○管理者

- ・専従・常勤1名。
- ・ただし、常勤の生活相談員、介護・看護職員又は機能訓練指導員との兼務、及び業務に支障がない場合は他の事業の従業員との兼務可。

○その他

- ・単位は、一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- ・生活相談員または介護職員のうち1名以上を常勤とすること。
- ・事業所の利用定員（同時時間帯に複数単位のサービスを提供している場合は各単位の利用定員を合計した数）が10人以下の場合には、
 - イ 看護職員又は介護職員を、単位ごとに提供時間帯を通じて専従が1名以上で可。
 - ロ 生活相談員、看護職員または介護職員のうち1名以上を常勤で可。

(2) 設備基準

- 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有すること。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品を備えること。
 - 1) 食堂及び機能訓練室
 - ・食堂と機能訓練室を合計した面積が1人あたり3平方メートル以上であること。
 - ・食堂と機能訓練室は兼用可。
 - 2) 相談室
 - ・遮へい物を設置するなど会話内容が漏洩しないよう配慮をすること。

(3) 運営基準

「利用料等の受領」、「具体的取扱方針」、「通所介護計画の作成」、「定員の遵守」等について規定

(4) 通所介護と介護予防通所介護の一体的運営について

- 通所介護事業者が介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護の事業と介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防通所介護における人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

◎療養通所介護とは

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要な者が、日帰り介護施設等に通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス（対象者は要介護者のみ）

(1) 人員基準

○従業者

看護職員又は介護職員 利用者数：看護職員又は介護職員＝1.5：提供時間帯を通じて専従が1名以上（うち1名以上は常勤専従の看護師であること）。

○管理者

専従・常勤1名 ただし、管理上支障がない場合は、兼務可

(2) 利用定員 5人以下

(3) 設備基準

- 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋
1人あたり8平方メートル以上であること。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な備及び備品を備えること。

(4) 緊急時対応医療機関を定めておくこと。

7 通所リハビリテーション（デイケア）

(1) 人員、設備基準

①【下記の基準が適用されるものを除く】

(A) 人員基準

- 医師：専任常勤1人。
- 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員：2人以上。
上記に掲げる人員のうち、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で0.2以上。

(B) 設備基準

- 1単位の要介護者等の一人あたりの面積が3平方メートル以上であること。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械・器具を具備すること。

②【診療所であって利用定数が10人以下の場合】(上記の基準が適用されるものを除く)

(A) 人員基準

- 医師：専任1人。
- 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員：1人以上。

上記に掲げる人員のうち、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験看護師が常勤換算方法で0.1以上。(経験看護師：リハビリに1年以上従事した看護師)

(B) 設備基準

- 1単位の要介護者等の一人あたりの面積が3平方メートル以上であること。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械・器具を具備すること。

(2) 運営基準

「具体的取扱方針」、「通所リハビリテーション計画の作成」、「運営規定」、「衛生管理」等について規定

(3) 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの一体的運営について

- 通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリテーションの事業と介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防通所リハビリテーションにおける人員、設備、備品の各基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

8 短期入所生活介護

(1) 人員基準

○従業員

- 1) 医師
 - ・1名以上(非常勤可)。
- 2) 生活相談員(資格については通所介護と同じ)
 - ・常勤換算で、利用者：生活相談員=100：1以上。
- 3) 介護職員又は看護職員
 - ・常勤換算で、利用者：介護・看護職員=3：1以上。
- 4) 栄養士
 - ・1名以上。
 - ・ただし、利用定員が40名を超えない場合は、他の施設の栄養士と連携を図れる場合で、利用者の処遇に支障がなければ、配置しなくても可。
- 5) 機能訓練指導員
 - ・1名以上。
 - ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(兼務可)
- 6) 調理員その他の従業員
 - ・実情に応じた適当数

○管理者

- ・専従。ただし、管理上支障がない場合は兼務可。

○その他

- ・生活相談員、看護職員及び介護職員のそれぞれ1名以上を常勤で配置すること。
- ただし、利用定員が20名未満の併設事務所の場合はこの限りではない。

(2) 設備基準

[従来型]

○利用定員

- ・20人以上とし、専用の居室を設けること。
- ・併設施設の場合は、20名未満とすることができる。

○設備

- ・建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物（準耐火建築物、木造平屋の例外あり）。
- ・次の設備を設けること。
居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備。
ただし、隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用可。
- ・併設施設で行う場合の特例：処遇に支障を来さない範囲で、居室を除き設備の兼用可。
- ・空床で行う場合の特例：設備の兼用可。

1) 居室

- ・居室定員 4人以下。
- ・居室床面積 利用者1人当たり10.65平方メートル以上。
- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

2) 食堂及び機能訓練室

- ・食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が利用者1人当たり3平方メートル以上であること。
- ・食堂と機能訓練室は兼用可。

3) 浴室 要介護者に適したもの。

4) 便所 要介護者に適したもの。

5) 洗面設備 要介護者に適したもの。

○その他

- ・廊下幅1.8m以上、中廊下の幅2.7m以上。
- ・廊下、便所その他必要な場所における常夜灯の設置。
- ・階段傾斜を緩やかにする。
- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置。
- ・居室等が2階以上にある場合は、傾斜路の設置。ただし、エレベーターの設置でも可。

[ユニット型]

○ベッド数

- ・20床以上設置し、専用の居室を設けること。
- ・併設施設で行う場合の特例：20床未満でも可。

○設備（特養基準と同等）

- ・建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物（準耐火建築物、木造平屋の例外あり）。
- ・次の設備を設けること。
ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備。
ただし、隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合には、ユニットを除き兼用可。

○ユニット

1) 居室

- ・居室定員 1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。
- ・居室はユニットに属すること。

(a居室が共同生活室に隣接、b居室がaの居室に隣接、c居室が共同生活室に近接して一体的に設けられている)

- ・1ユニットの利用定員は10人以下。
- ・居室床面積 利用者1人当たり有効面積が10.65平方メートル以上。
- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

2) 共同生活室

- ・共同生活室はユニットに属すること。
- ・利用者の交流、共同で日常生活を営むのにふさわしい形状であること。
- ・共同生活室の有効面積が利用者1人当たり2平方メートル以上であること。
- ・テーブル、椅子等を備えること。

3) 浴室

- ・要介護者に適したもの。

4) 便所

- ・要介護者に適したもの。
- ・居室ごとまたは共同生活室ごとに適当数設けること。

5) 洗面設備

- ・要介護者に適したもの。
- ・居室ごとまたは共同生活室ごとに適当数設けること。

○その他

- ・廊下幅1.8m以上、中廊下の幅2.7m以上。
(廊下の一部を拡張することにより円滑な往来に支障がない場合は、廊下幅1.5m以上、中廊下の幅1.8m以上。)
- ・廊下、共同生活室、便所その他必要な場所における常夜灯の設置。
- ・階段傾斜を緩やかにする。
- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置。
- ・ユニット又は浴室が2階以上にある場合は、傾斜路の設置。
ただし、エレベーターの設置でも可。

(3) 運営基準

「利用料等の受領」、「取扱方針」、「介護」、「食事」、「その他のサービスの提供」等について規定

(4) 経過措置

○法施行前に現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による。

9 短期入所療養介護

(1) みなし規定

○介護老人保健施設の許可又は介護療養型医療施設の指定があったときは、本サービスに係る指定があったものとみなされる(法第72条第1項)。

(2) 人員・設備基準

①【介護老人保健施設の場合】

○介護老人保健施設に係る開設許可を受けていること。

- ・人員配置基準、設備基準については老人保健施設の基準と同様。
- ・ただし、基準において「入所者」とあるのは「入所者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える。

②【指定介護療養型医療施設の場合】

- 介護療養型医療施設の指定に係る病棟又は病室であること。
 - ・人員配置基準、設備基準は介護療養型医療施設の指定基準と同様。
 - ・ただし、基準において「入院患者」とあるのは、「入院患者及び短期入所療養介護を受ける者」と読み替える。

③【療養型病床群等(医療法)の場合】

- 医療法に定める療養型病床群等の人員配置基準、設備基準を満たしていること。

(3) 運営基準

「対象者」、「利用料等の受領」、「取扱方針」、「短期入所療養介護計画の作成」、「診療の方針」等について規定

[小規模生活単位型] (ユニット型)

- 介護療養型医療施設のユニットの基準に同じ。

10 特定施設入居者生活介護

(1) 人員基準

○従業者

1) 生活相談員

- ・常勤1名以上。
- ・常勤換算で、利用者：生活相談員=100：1以上。

2) 看護職員又は介護職員

- ・合計数は、常勤換算方法で要介護である利用者の数が3またはその端数を増やすごとに1以上。
- ・看護職員の数
 - イ. 利用者の数が30人を超えない特定施設
常勤換算で1人以上。
 - ロ. 利用者の数が30人を超える特定施設
利用者が80人まで：常勤換算で2人以上。
利用者が80人以上：常勤換算で2人+利用者に対して50：1以上。
- ・常にサービスの提供をする介護職員を1名以上。
- ・看護職員のうち1人以上、介護職員のうち1人以上は常勤。

【ただし、介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け一体的に運営する場合】

- ・合計数は、常勤換算方法で、要介護である利用者及び介護予防サービス利用者（要支援2）の数が3またはその端数を増すごとに1、並びに、介護予防サービスの利用者（要支援1）の数が10またはその端数を増すごとに1以上。
- ・看護職員の数
 - イ. 利用者の数が30人を超えない特定施設
常勤換算で1人以上。
 - ロ. 利用者の数が30人を超える特定施設
利用者が80人まで：常勤換算で2人以上。
利用者が80人以上：常勤換算で2人+利用者に対して50：1以上。
- ・常にサービスの提供をする介護職員を1名以上。ただし、介護予防サービスのみの利用者だけの場合の宿直時間帯についてはこの限りでない。
- ・看護職員のうち1人以上、介護職員のうち1人以上は常勤。

3) 機能訓練指導員

- ・ 1人以上（兼務可）。
 - ・ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。
- 4) 計画作成担当者
- ・ 1人以上（兼務可）
 - ・ 利用者に対して100：1を標準とする。
 - ・ 計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てる。

○管理者

- ・ 専従。ただし、支障がなければ兼務可。

(2) 設備基準

○建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物（木造平屋の例外あり）とし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、事故・災害に対応するための設備を十分設けること。

○有する設備 一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室

- 1) 専ら介護を行うための居室を設ける場合の基準
 - ・ 一の居室の定員は1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。
 - ・ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ・ 地階に設けてはならない。
 - ・ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設ける。
- 2) 一時的に介護を行うための室（一時介護室）
 - ・ 介護を行える適当な広さであること。
 - ・ ただし、他の居室を利用する場合は設けないことができる。
- 3) 浴室の基準
 - ・ 身体の不自由な方に適したもの。
- 4) 便所の基準
 - ・ 居室のある階ごと、非常用設備の設置。
- 5) 食堂の基準
 - ・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ。
- 6) 機能訓練室の基準
 - ・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ。
 - ・ ただし、他に機能訓練を行うのに適当な広さの場所が確保できる場合は設けないことができる。

○その他 車椅子での移動が可能な空間と構造を確保すること。
消火設備その他非常災害に際して必要な設備。

(3) 運営基準

「内容及び手続の説明及び契約の締結等」、「サービスの提供の記録」、「利用料等の受領」、「特定施設サービス計画の作成」などについて規定

(4) 外部サービス利用型

○上記のほか、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護がある。
養護老人ホームは外部サービス利用型のみ。

1.1 福祉用具貸与

(1) 人員基準

○福祉用具専門相談員

・常勤換算で2名以上。

- 1) 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士
- 2) 又は都道府県知事が指定する「福祉用具専門相談員指定講習事業者」により行われる福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 3) 若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者（ホームヘルパー養成研修1級課程、2級課程修了者など）

○管理者

・専従・常勤を1名。ただし、支障がなければ兼務可。

(2) 設備基準

○保管施設

- ・清潔であること。
- ・消毒・補修済みの用具と未了のものが区分可能であること。
ただし、保管業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託する場合は不要。

○消毒設備器材

- ・取り扱う用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有すること。
ただし、消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託する場合は不要。

○事務を行うために必要な広さを有すること。

※ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。

(3) 運営基準

「利用料等の受領」、「具体的取扱方針」、「福祉用具の取扱種目」等について規定

(4) 福祉用具の種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具部分除く）（詳細については「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）」を参照）

(5) 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与の一体的運営について

- 福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の事業者指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなす。
- 福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護予防福祉用具貸与における設備、備品の基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。

1.2 特定福祉用具販売

(1) 人員基準

○福祉用具専門相談員

・常勤換算で2名以上。

- 1) 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士

- 2) 又は都道府県知事が指定する「福祉用具専門相談員指定講習事業者」により行われる福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 3) 若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者（ホームヘルパー養成研修1級課程、2級課程修了者など）

○管理者

- ・専従・常勤を1名。ただし、支障がなければ兼務可。

(2) 設備基準

- 事務を行うために必要な広さの区画。
- 特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品。

(3) 運営基準

「サービスの提供の記録」、「販売費用の額等の受領」、「保険給付の申請に必要となる書類等の交付」、「具体的取扱方針」等について規定

(4) 特定福祉用具販売の種目

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分
(詳細については「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）」を参照)

(5) 特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売の一体的運営について

特定福祉用具販売事業者が特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合は、特定介護予防福祉用具販売における設備、備品の基準を満たすことによって、基準を満たしているものとみなす。